

令和元年9月11日

審査請求人

有限会社杉原水産

代表者 代表取締役 杉原 稔 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩崎 真弓 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

口頭意見陳述期日の指定について（通知）

審査請求人が提起した業務停止処分の取消しを求める審査請求（30総総法査第1090号）に係る口頭意見陳述については、下記のとおり実施期日を指定します。

記

1 期 日

令和元年10月1日（火曜日）

午後3時開始

\* 別件審査請求（30総総法査第1089号）と併合し、併せて45分以内で予定しています。

2 場 所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第一本庁舎25階 116会議室

（別紙1の「都庁への交通案内」及び別紙2の「第一本庁舎25階会議室」をご確認ください。なお、1階又は2階で入庁の手続きが必要となりますので、ご注意ください。）

3 陳述される方 審査請求人代表者 杉原 稔 様

上記代理人 熊本 一規 様

同 弁護士 樋渡 俊一 様

同 弁護士 岩崎 真弓 様

4 当日持参いただくもの

本通知書及び印鑑

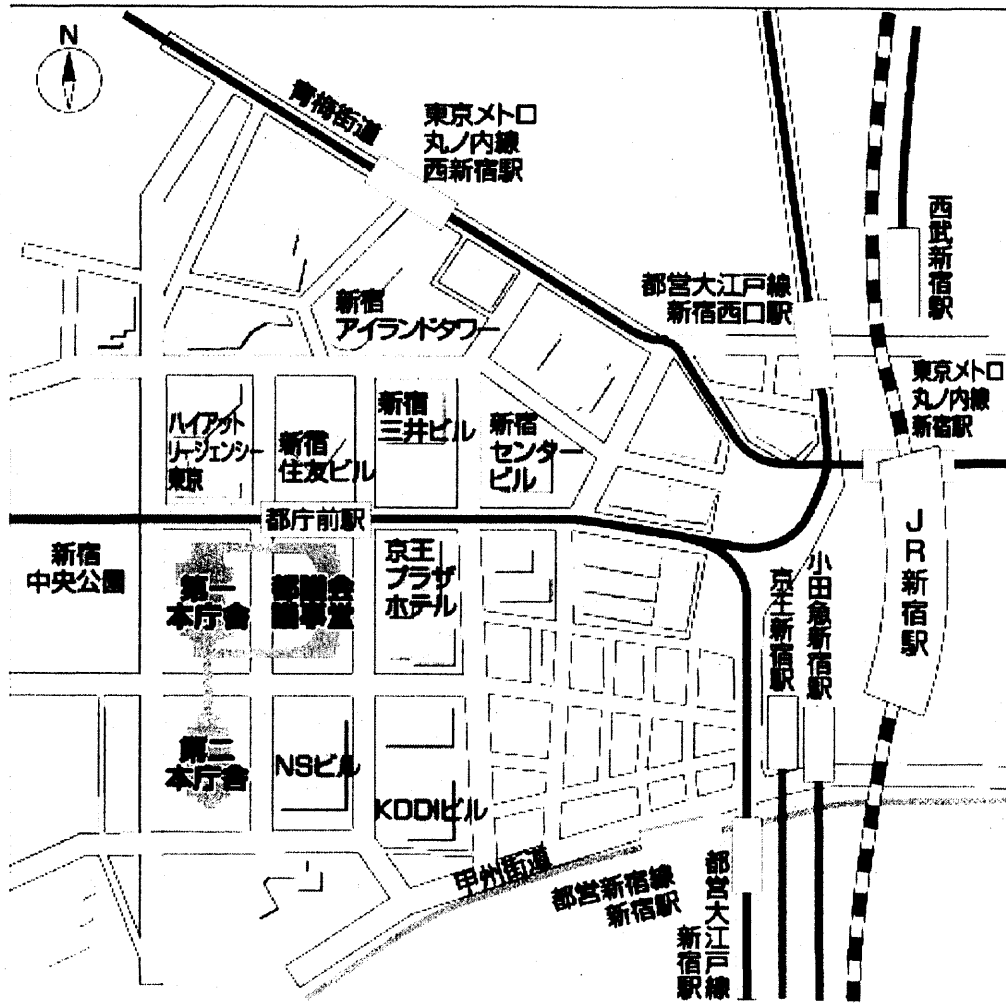
5 その他

(1) 口頭意見陳述には、行政不服審査法31条2項に基づき、処分庁職員が出席します。

(2) 本通知にて指定した期日にお越しにならない場合、再度の期日指定は行わず、審理手続を終結することがあります。

(3) 本件について、不明な点がありましたら、東京都総務局総務部法務課（TEL 03-5321-1111 内線25-383）審理員 長谷川 までお問い合わせください。

都庁への交通案内



★最寄駅

- 「JR 新宿駅」(西口から徒歩約 10 分)
- 都営地下鉄大江戸線「都庁前駅」
- 新宿駅西口(地下バスのりば)から都営バス又は京王バス(都庁循環)  
「都庁第一本庁舎」、「都庁第二本庁舎」、「都議会議事堂」下車
- JR 新宿駅西口『新宿駅西口』バス停から『西新宿・都庁本庁舎方面』行きの新宿WEバス乗車、『都庁本庁舎』下車

# 第一本庁舎25階 116会議室

